令和5年度税制改正要望

はじめに

戦後、「租税の民主化」により、昭和22年にそれまで行われていた所得調査委員会や市町村に徴収を委託する委託徴収制度(賦課課税制度)が廃止され、法人税についても納税者自らが税法の規定に基づき税額を計算し、申告納税する「申告納税制度」に移行した(法人税については決算確定後、政府による査定があった)。委託徴収制度には「所得調査委員会を経た決定方法は、地域のボスなどの介入を許し、税務行政を腐敗させる」という問題点があり、自主申告制度への移行にはこうしたことを防ぐ目的もあった。しかし、当時の社会経済状態からも経営者が難解な税法を理解して自主申告できるか危惧されていた。

このような中、法人会は、自主申告制度の定着には納税者自身が団体を結成し、帳簿の整備、税知識の普及を図るために企業間から自発的に誕生した団体である。以来法人会は、会員向けの税や経営に関する研修や会員相互の自己研鑽を重ね、税のオピニオンリーダーとして会員企業の声を立法府等にアピールするとともに、税の啓発や租税教育を積極的に進める全国的な組織に発展してきた。

この要望書は、これらのことを踏まえ、「公平で健全な税制の実現」と「申告納税制度の維持発展」に寄与することを願って作成した。

令和4年 6月 8日

一般社団法人長野法人会 会長 松 下 正 樹

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして

企業の発展を支援し

地域の振興に寄与し

国と社会の繁栄に貢献する

経営者の団体である

□税制改正要望における考え方と方向性

コロナ禍は未だ収束の目途が立たず、中小企業は先の見通せない不安定な経営を強いられている。特に、飲食業、宿泊業、運輸業、観光業等は事業継続への努力が限界を超えている。 今後、最低賃金の大幅な引上げ等のさらなる負担増が見込まれるなか、経営者の心が折れ、倒産・廃業が急増し、地域における事業と雇用が失われることが強く懸念される。

中小企業は我が国企業の99%を超え、従業員数でも7割と日本経済の基盤を成しており、 当会においても会員の98%が中小企業である。中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経 済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。

しかし、中小企業庁の発表によると中小企業経営者の高齢化が進んでいることは明らかであり、県内企業おいても3分の2近くが後継者不在という調査結果も出ていることから、経営者の大量引退に伴う大廃業時代の到来が危惧されている。

こうした中発表された令和4年度税制改正の大綱では、成長と分配の好循環の実現に向けて、多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げを促す観点から賃上げに係る税制措置を抜本的に強化するとともに、スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進するための措置を講じている。加えて、景気回復策として、土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、激変緩和の観点から所要の措置を講ずるとある。

しかし、こうした生産性向上や賃上げ、働き方改革や事業承継を後押しする見直しがなされているが、それも地域の雇用維持・創出を担う中小企業に元気がなければ活かしようがない。

法人会は「公平で健全な税制の実現」を目指しているが、公平とは応益・応能のバランスのとれたものでなければならない。また、健全とは申告納税制度の趣旨に鑑みても納税者が理解し納得できる税制であることが大前提である。その上で、中小企業が会員の大多数を占める法人会にあっては、地域経済を支える中小企業の成長に資する税制こそが日本全体の底上げにつながると考える。

この要望は上記のような視点から法人会会員アンケートを基に作成した。

一要望事項一

□法人市町村民税について

長野法人会エリア内の法人市町村民税の課税状況をみると、長野市及び須坂市だけが地方 税法で定められた標準税率を超えた超過課税率で課税している。特に長野市においては事業 所税も課税されており、法人の負担はさらに重くなっている。

法人所在地により納税額に違いがあることは公平性に欠けるため、行政においては標準税率採用に向け歳出削減等努力することを要望する。

超過税率での納税については事業者自身の認知が薄いという面もあるが、このことについての議会や行政からの説明が不十分ではないか。明確な理由、使途についての説明義務の更なる履行を求めたい。

□法人税について

法人税率に対してここ数年引き下げが行われてきたことは評価できる。ただ、海外に比べると依然高い税率であり、引き続き引き下げを求める。一方で、ただ単に税率引き下げによる税収減の穴埋めを目的とした課税ベースの拡大は行うべきではなく、税負担の公平性を保った課税を検討すべきと考える。また、企業の成長を後押しするためにも、法人の自由な制度設計を認めるシンプルな税制を求める。

□法人税の軽減税率制度について

新型コロナウイルス感染症の影響により、改善基調であった中小企業の業況は足下で急激に悪化しており、経済状況は予断を許さない状況である。中小企業の活性化や競争力の向上を図るため、法人税の軽減税率の特例15%の期限をさらに2年間の延長または本則化すべきである。

これら改正がなされないのであれば、昭和56年以来800万円に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を少なくとも年1千万円に引き上げるべきだと考える。

□消費税について

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましいとされ、低所得者対策として「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当である。

また、令和5年10月から導入される消費税インボイス制度について、国民や事業者への影響、益税対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

□固定資産税について

コロナ禍に加えて、最低賃金の引上げで大きなダメージを受ける中小企業にとって、事業継続や雇用維持の大きな阻害要因となっている。コロナ禍の影響等による事業者の経営環境、経済情勢、地価動向等を踏まえつつ、総合的に検討し、土地に係る固定資産税の据置き措置の継続、コロナ禍の影響を受けた事業者に対する固定資産税・事業所税等の減免、また償却資産に係る固定資産税の廃止など抜本的な軽減策を講じるべきである。

□DX促進について

小規模な企業ほど、帳簿作成等の経理事務を手書きで行っている割合が高い。帳簿の電子化は、事業者にとって経理事務の軽減、資金繰りの把握が容易になる等経営面からもメリットが大きい。また、行政にとっても電子帳簿・電子申告の促進は徴税コストの低減に寄与する。

電子帳簿のさらなる促進のため、青色申告特別控除における電子申告等の上乗せ措置のさらなる拡充等、帳簿や証憑書類の電子化に取り組む小規模事業者への助成金や知識・システムの構築の補助などのインセンティブ措置を講じるべきである。

□賃上げ税制について

中小企業において従業員の定着率向上、雇用の確保は急務である。中小企業全体として雇用を守りつつ、積極的な賃上げや人材投資を促す観点から、控除率の上乗せ要件を見直すとともに、控除率を最大40%に引き上げた上で、適用期限の延長を要望する。

□事業承継税制について

日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じて生産性向上を実現する観点から、10年間の特例措置として事業承継税制の拡充がなされた。これにより、相続・贈与による納税猶予制度を適用して事業承継を行う場合、猶予割合が100%に引き上げられ、雇用確保要件の緩和、減免制度の創設、複数人による継承などが措置されたことは評価できる。

しかし、中小企業がこれまで蓄積した技術や信用を絶やすことなく次世代へ引き継いでい くため、贈与税・相続税の減免、適用期間の延長を要望する。

□その他

会員からの個別意見

- 1) 事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべき。
- 2) 消費税軽減税率制度は廃止すべき。
- 3)納税しやすい簡素な納税制度を望む
- 4) 税金の使い方を明確にしてほしい
- 5) 相続税は、米国のように対象資産5億円までは非課税にすべき
- 6) ガソリンや軽油にかかる消費税又は揮発油税、軽油引取税のどちらかを廃止すべき